

2019.06.03

PL レポート(食品) <2019 No.1>

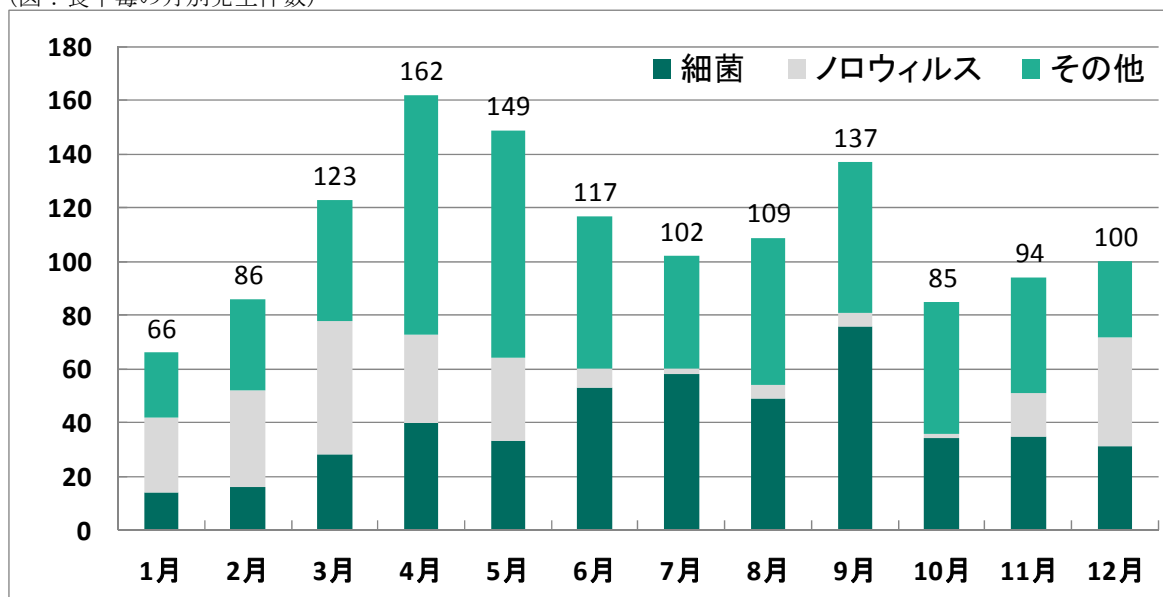
■「PL レポート (食品安全)」は原則として、3 か月ごとに発行します。食品衛生や食品安全に関する最近の主要動向を国内トピックスとして紹介するとともに、「解説コーナー」では、安全な農産物の生産や、持続可能な農場運営を目指す GAP (Good Agricultural Practice) について、解説 (全 4 回) を行います。

国内トピックス：最近公開された国内の食品衛生・食品安全に関する主な動向をご紹介します。

○厚生労働省が 2018 年 (1 月～12 月) の食中毒発生状況を公表

厚生労働省は、2018 年 1 月～12 月の食中毒発生状況について、調査を実施した都道府県等からの報告をとりまとめ、結果をホームページ上で公表した。

(図：食中毒の月別発生件数)



(公表データを基に MS&AD インターリスク総研で作成)

(1) 食中毒発生件数と患者数並びに死者数

食中毒件数は 1,330 件 (前年比 316 件増)、患者数は 17,282 名 (前年比 818 名増)、死者数は 3 名 (前年比±0) であった。

(2) 食中毒の原因物質

食中毒件数 1,330 件のうち、原因物質の上位 3 件は以下のとおりであった。

- 1 位：アニサキス (468 件)
- 2 位：カンピロバクター (319 件)
- 3 位：ノロウイルス (256 件)

（３）月別の発生件数

発生件数が多かったのは４月～５月と９月であった。

病因物質別では、細菌性の食中毒（カンピロバクター、腸管出血性大腸菌、ウェルシュ菌、ブドウ球菌等）は夏期の発生が、ウイルス性の食中毒は冬期の発生が多い。

出所：（厚生労働省）平成 30 年食中毒発生状況

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/04.html

○消費者庁が「食品表示基準の一部を改正する内閣府令の公布について」を公表

（2019 年 4 月 25 日 消費者庁）

消費者庁は 4 月 25 日、「食品表示基準の一部を改正する内閣府令（案）に対する意見募集の結果」、「新たな遺伝子組換え表示制度に係る考え方」、およびリーフレット「知っていますか？ 遺伝子組換え表示制度」をホームページ上で公開した。

遺伝子組換え表示制度は、義務表示制度と任意表示制度の 2 つに大別されるが、任意表示制度のみが 2023 年 4 月 1 日より改正となる。

大豆・とうもろこしおよびそれを原材料とした加工食品について、従来は「遺伝子組換えの意図せざる混入を 5%以下に抑えているもの」は「遺伝子組換えでないものを分別」、「遺伝子組換えでない」といった表示が認められていたが、改正後は当該表示は混入がないと認められるものに限って可能になる。

（大豆・とうもろこしの表示の仕方の比較）

遺伝子組換えの 混入割合	従前の表示の仕方	改正後の表示の仕方
遺伝子組換えの意図せざる混入を 5%以下に抑えているもの	「遺伝子組換えでないものを分別」、 「遺伝子組換えでない」 など	適切に分別生産流通管理※1された旨の表示 例：「原材料に使用しているトウモロコシは、遺伝子組換えの混入を防ぐため分別生産流通管理を行っています」 「大豆（分別生産流通管理済み）」 など
遺伝子組換えの混入がない※2と認められるもの	（特に取り決めなし）	「遺伝子組換えでない」 「非遺伝子組換え」 など

（「知っていますか？ 遺伝子組換え表示制度（消費者庁）」を基に MS&AD インターリスク総研で作成）

※1「分別流通生産管理」とは、遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもって分別管理し、それが書類により証明されていることをいう。

※2「遺伝子組換えの混入がない」ことの確認方法として、消費者庁は、第三者分析機関等による分析（開発中）のほか、以下を証明する書類等を備えていることが考えられるとしている。

- ① 生産地で遺伝子組換えの混入がないことを確認した農産物を専用コンテナ等に詰めて輸送し、製造者の下で初めて開封していること

- ② 国産品又は遺伝子組換え農産物の非商業栽培国で栽培されたものであり、生産、流通過程で、遺伝子組換え農産物の栽培国からの輸入品と混ざらないことを確認していること
- ③ 生産、流通過程で、各事業者において遺伝子組換え農産物が含まれていないことが証明されており、その旨が記載された分別生産流通管理証明書を用いて取引を行っている場合

出所：（消費者庁）遺伝子組換え表示制度に関する情報

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/quality/genetically_modified/

○厚生労働省が「食品衛生管理に関する技術検討会政省令に規定する事項の検討結果とりまとめ」を公表

（2019年4月26日 厚生労働省）

厚生労働省は4月26日、「食品衛生管理に関する技術検討会政省令に規定する事項の検討結果とりまとめ」をホームページ上で公開した。

本技術検討会は、各食品事業者がHACCPに基づく衛生管理、もしくはHACCPの考え方を取り入れた衛生管理を実施するにあたり、政省令等における関係規定の検討や各食品等事業者団体が作成する手引書の助言等のため、専門的な見地から検討を行ってきた（2017年6月から2019年4月まで計14回にわたり会合を実施）。

今後政省令として公布されると見込まれる内容が含まれている。

出所：（厚生労働省）食品衛生管理に関する技術検討会政省令に規定する事項の検討結果とりまとめ

<https://www.mhlw.go.jp/content/000506154.pdf>

○厚生労働省が「食品の営業規制に関する検討会とりまとめ（政省令関係事項）」を公表

（2019年4月26日 厚生労働省）

厚生労働省は4月26日、「食品の営業規制に関する検討会とりまとめ」をホームページ上で公開した。

本検討会では、食品衛生法の一部改正に伴う現制度のさまざまな営業規制上の課題を指摘した上で、制度見直しの方向性、および今後の検討課題が示されている。

今後の検討課題として整理された内容は以下のとおり。

- 営業施設に関する都道府県等の許可基準の平準化にあたっては、食の安全の確保が大前提であるが、家族経営等の小規模零細事業者の過剰な負担にならないように、十分配慮する必要がある。
- 新たな規制を課す場合、対象業態の実態を踏まえた上で、事業継続に支障を及ぼさないよう配慮する必要がある。
- 都道府県等が、条例で独自に営業許可の要件を追加する場合、食品衛生上の必要性について、事業者に対し明確な説明を行うとともに、パブリックコメント等により関係者の意見を広く聴取した上で制定する必要がある。
- 新たな品目や業態の営業が出てきた際は、前例や過去概念に縛られるのではなく、事業者側の意見をよく聴取し、総合的に判断する必要がある。
- 保健所等の指導に疑問がある場合に、相談するための国の窓口を設置する必要がある（事業者側から見ると、保健所は非常に権限が強く、事業者は保健所の指導に疑問があっても従わざるを得ない）。厚生労働省は、都道府県等によって規制の解釈・運用が異なること

により、事業者に着しく不都合が生じている案件については、関係者の意見を調整した上で、必要に応じて都道府県等に対して技術的助言を行うための仕組みの構築について検討する必要がある。

- 複数の営業許可を別々の時期に取得した場合、更新時の事務負担を軽減するため、一括して同時期に更新できるよう、都道府県等の手続を平準化する必要がある（一部の自治体では、取得時期が異なる複数の許可の期限について、もっとも期限が早い許可にまとめる運用を実施している）。

出所：（厚生労働省）食品の営業規制に関する検討会とりまとめ

<https://www.mhlw.go.jp/content/000506150.pdf>

解説コーナー：安全な農産物の生産を目指す GAP（Good Agricultural Practice）の概要とポイント 第1回「GAP とは何か」

近時、食の安全への関心は、加工・製造された食品のみならず、農産物そのものについても高まっています。農業事業者にとって遵守・実施すべき管理基準を定めたものが **GAP** です。本コーナーでは **GAP** のポイントについて 4 回にわたって連載します。各回のテーマは以下のとおりです。

第1回 **GAP とは何か**

第2回 取組み方のポイント①「食品の安全確保編」

第3回 取組み方のポイント②「環境保全・労働安全編」

第4回 取組み方のポイント③「適切な労務管理・経営管理編」

1. GAP とは何か

昨今の SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）への関心の高まりに見られるように、「持続可能性」をキーワードとして、環境・労働・人権・経営の健全性などへの取組みが重視されるようになりましたが、これらは農産物の生産現場や農場経営に対しても当てはまります。すなわち、食の安全を確保することはもちろんのこと、「環境への配慮が十分になされているか」、「作業者の安全や人権に対する配慮がなされているか」、「農場の経営は健全になされているか」といった「見えない価値」を客観的に明らかにすることが社会的に求められるようになりました。

今後 4 回にわたって解説する **GAP**（Good Agricultural Practice）とは、これらの課題を解決し、「食品安全の実現」「環境保全の実現」「労働安全の実現」「人権・福祉に配慮した労務管理の実現」「適切な農場の経営管理」を実現することで、持続可能な農業を実現することを目的としています。なお、**GAP** の定義については、各組織・団体において図表 1 のようになっています。

【図表 1】各組織・団体における **GAP** の定義

農林水産省	農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組みのこと（農業生産工程管理）
FAO（国連食糧農業機関）	農業生産の環境的、経済的及び社会的な持続性に向けた取り組みであり、結果として安全で品質の良い食用及び非食用の農産物をもたらすもの（農林水産省仮訳）

また、農産物の生産現場における課題と社会から期待されている取組みを整理すると図表2のようになります。

【図表2】農産物の生産現場における課題と社会から期待されている取組み

食の 安全確保	収穫後にサンプル検査をして残留農薬の有無を確認する、といった結果管理型の取組みでは、安全が確保できたかどうかは結果次第、という面が否めない 品質を保つための予防型の生産工程管理を実践することにより、農産物の安全を確保する
環境保全	農薬の問題、作業時に発生する廃棄物など、農業固有の問題への対応が求められる 農薬・廃棄物の取り扱いを適切に実施することにより、環境保全を図る
労働安全	農業は作業中に死亡事故が発生する割合が高い業種であるため、作業者の安全を確保する必要がある 作業手順中のリスクを評価し、適切な策を講じることによって事故低減につなげる
人権・福祉	外国人技能実習生の人権保護や、使用者・労働者間のコミュニケーションの確保を図る必要がある 労働者の人権・福祉に配慮した労務管理の実現を図る
農場の 経営管理	経験に頼った場当たり的な農場運営では、管理面でおろそかとなる事項が生じ、結果的に経営が行き詰まる恐れがある 責任者の配置、従事者への教育・訓練の実施、内部点検の実施などにより、農場の適正な経営管理を行う

2. GAPをめぐる社会の動き

国は、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催を契機に、JAS（日本農林規格）やHACCP等とともにGAPを輸出等で戦略的に活用することを、「未来投資戦略2018（内閣府）」において決定しています。また、GAPの取組み・認証取得に向けた農場への交付金の支出や、各種補助事業の展開など、GAPの普及拡大に向け政策的に支援をしています。

民間においても、小売事業者や輸出先の事業者が、GAP 認証を受けていることを取引先に求める動きが広がっています。さらに、来たる東京オリンピック・パラリンピック競技大会での食材調達において、GAP 認証を受けていることを、同大会の調達基準とする運用がなされています。

このような動きを踏まえると、農産物生産者にとって、GAP に取り組むことが、経営上必須条件になりつつあるといえます。すなわち、商品差別化につながる「おいしさ」「価格訴求」「ブランド」といった価値の前提条件として、「GAP に基づいて生産されていること」が今後求められるといってもよいでしょう。

3. GAP の種類、特徴、普及状況

GAP にはさまざまな種類があります。日本国内においては、農林水産省が策定した「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」に基づき、JGAP、ASIAGAP、各都道府県（が独自に定めた）GAP 等が運用されています。世界各国ではヨーロッパの GLOBALG.A.P、北米の SQF など固有の GAP が存在します。

代表的な GAP の特徴を整理すると図表 3 のとおりとなります。

【図表 3】各 GAP 認証制度の概要に関する比較表

（凡例：○印は対象）

GAP 認証		GLOBAL G.A.P. (Ver.5.1)	ASIAGAP (Ver.2.1)	JGAP	都道府県 GAP
運営主体		FoodPLUS GmbH (ドイツに本部を置く非営利組織)	一般財団法人日本 GAP 協会	一般財団法人日本 GAP 協会	都道府県等
審査・認証を受ける主体		・個人農家や農業生産法人などの 1 つの農業経営体 ・複数の農業経営体が集まった団体（都道府県 GAP には団体の審査・認証を認めていないものもあり）			
審査・認証の対象となる品目		農産物、家畜・畜産物	農産物	農産物、家畜・畜産物	農産物
取組事項	食品安全	○	○	○	○
	労働安全	○	○	○	○
	環境保全	○	○	○	○
	人権保護	○	○	○	—
	農場経営	○	○	○	—
	商品回収テストの実施・資材仕入先の評価等	○	○	—	—
審査費用の目安 ^{※1}		25～55 万円程度 + 審査員の旅費	10 万円程度 + 審査員の旅費		—
認証期間		1 年間	2 年間 (期間中に 1 回の維持審査が必要)		都道府県によって異なる ^{※2}
管理点（要求事項）の数		218	162	106	各都道府県等の基準による
認証取得経営体数 (2019 年 3 月末時点)		702 ^{※1}	1,869 ^{※1}	2,851 ^{※1}	12,259 ^{※3}

おわりに

本号では、GAP の概要や取組みの意義や GAP の種類、特徴などを述べましたが、いざ GAP に取り組むとなると、実施の範囲や事業者にかかる負荷は様々です。GAP 認証を取得しようとするときは、まずは取得目的（取引先から要求される GAP 認証）を明確にしておくことが望まれます。

次号以降では、GAP に具体的に取り組んでいく上での、実施すべき事項やポイントについて解説していきます。

※1：「GAP（農業生産工程管理）をめぐる情勢」（平成 31 年 5 月 農林水産省）より引用

http://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/g_summary/attach/pdf/jyosei.pdf

なお、団体認証では全経営体への審査ではなく抽出方式で行われ、団体事務局への審査も行われるため、グループが大きくなるほど個々の経営体の経費負担は縮小する。

※2：例えば、東京都 GAP は 5 年間（期間中は毎年研修会を受講）、宮崎県（ひなた GAP）は 2 年間（期間中に 1 回の維持審査が必要）

※3：都道府県が取組確認状況（平成 31 年 3 月末現在）

<http://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/attach/pdf/kengap.pdf>

以上

文責：リスクマネジメント第三部 製品安全グループ

インターリスク総研の食品リスク対策関連サービス

【食品リスク対策関連サービスのご案内】

- ・消費者にとって、「食の安全」は最大の関心事である一方、食品業界では、食中毒や製品回収などの事故が多発、悪意に基づく人為的な食品汚染（食品テロ）なども発生しています。
- ・このような中、食品関連企業にとって、一般衛生管理や品質管理態勢の強化にとどまらず、HACCPの導入や意図的な異物混入等に対する対策を実施し、安全性を一層向上させることが喫緊の課題となっています。
- ・弊社では、様々なお悩みを抱えている食品関連企業の皆様に対して、食中毒や異物混入対策、食品防御（フードディフェンス）対策等、ご要望に応じた豊富なコンサルティング実績があります。
- ・このような実績を踏まえ、食品リスク対策のためのコンサルティングやセミナー等のサービスメニュー「食品 RM MASTER」をご用意しております。
- ・食品リスク関連の課題解決に向けて、ぜひ、「食品 RM MASTER」をご活用ください。

食品RM MASTER 代表的なメニュー例

- I.食品コンプライアンス**
コンプライアンス態勢の確立
- II.食品衛生・品質管理**
食品衛生管理態勢の改善
異物混入対策の強化
品質管理態勢全般の改善
取引先監査の実施
- III.食品安全マネジメント**
HACCPシステムの構築・認証取得・維持改善
ISO22000・FSSC22000の認証取得・維持改善
- IV.食品リスクコミュニケーション**
食品誤表示対策
食品事故対応マニュアルの策定
- V.食品防御**
フードディフェンス対策

「食品 RM MASTER」をはじめ、弊社の食品リスク対策関連メニューに関するお問い合わせ・お申し込み等は、リスクマネジメント第三部 製品安全グループ（TEL. 03-5296-8974）、またはお近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

本レポートはマスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本レポートは、読者の方々に対して企業の食品安全対策に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS&AD インターリスク総研株式会社 2019